

「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会 開催要綱

1 目的

「日本人の食事摂取基準」は、健康増進法（平成14年法律第103号）第16条の2に基づき、国民の健康の保持・増進を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を定めたものである。本基準は5年ごとに改定しており、現行の「日本人の食事摂取基準（2020年版）」が令和6（2024）年度までであることから、令和7（2025）年度以降の新たな基準を策定する必要がある。

令和6年度から開始される「健康日本21（第三次）」では、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に加え、生活機能の維持・向上の観点も踏まえた取組を推進する方針が示されていることを踏まえ、新たな基準では、栄養に関連した身体・代謝機能の低下の回避の観点からの検討も進める必要がある。

本検討会では、新たな「日本人の食事摂取基準（2025年版）」の策定に向けて、各種診療ガイドラインの改訂内容を食事摂取基準の策定に反映できるかの検証をはじめ、健康や疾患に関連する国内外の栄養に関する最新の知見を基に、基準の方針・内容について検討するために開催するものである。

2 検討内容

国内外における栄養学等の最新の知見や食事摂取基準に関する国際的な動向を踏まえ、以下の検討を行う。

- (1) 「日本人の食事摂取基準（2025年版）」の策定方針の決定
- (2) 「日本人の食事摂取基準（2025年版）」の数値の策定と科学的根拠の整理
- (3) 今後の食事摂取基準の在り方を検討するための論点整理 等

3 組織

- (1) 構成員は別紙のとおりとし、座長及び副座長を各1名置く。
- (2) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求められることができる。
- (3) 検討会の下に、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。WGは、本検討会の構成員のほか、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、座長の意見を踏まえて、健康局長が選任する外部の者が構成員として参画するものとする。
- (4) 構成員は、「日本人の食事摂取基準（2025年版）」の策定報告までの間、本検討会に参画する。

4 事務局

検討会の庶務は、健康局健康課栄養指導室が行う。

5 その他

検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認める場合等は、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とする。

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が健康局長と協議の上定める。

(別紙)

「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会 構成員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属
朝倉 敬子	東邦大学医学部社会医学講座衛生学分野 准教授
石田 裕美	女子栄養大学栄養学部実践栄養学科 教授・学部長
梅垣 宏行	名古屋大学大学院医学系研究科地域在宅医療学・老年科学教授
柏原 直樹	川崎医科大学医学部 学長付特任教授
勝川 史憲	慶應義塾大学スポーツ医学研究センター 教授
桑波田 雅士	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 応用生命科学専攻 教授
佐々木 敏	東京大学大学院医学系研究科 名誉教授
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事兼国立健康・栄養研究所長
田中 清	静岡県立総合病院リサーチサポートセンター臨床研究部 部長
福渡 努	滋賀県立大学人間文化学部生活栄養学科 教授
三浦 克之	滋賀医科大学医学部社会医学講座公衆衛生学部門 教授
横手 幸太郎	千葉大学医学部附属病院 病院長 千葉大学大学院医学研究院内分泌代謝・血液・老年内科学 教授
横山 徹爾	国立保健医療科学院生涯健康研究部 部長
綿田 裕孝	順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学 教授